

協力事業者を募集します！

清川村では、ふるさと納税制度を活用し、村への寄附促進と地元特産品等のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、村外に在住の寄附者に対し、お礼品として贈呈する商品やサービスを提供する協力事業者を募集します。



1 募集の要件

協力事業者及び返礼品の主な要件は次のとおりです。

事業者の要件

- ・ 村内に本店や支店、事業所、工場等があること。
- ・ 生産、製造、販売、サービス提供等に関する法令等を遵守していること。
- ・ 村が委託する取りまとめ業者との連絡が電子メールで取れること。
- ・ 代表者や役員等が、清川村暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等、もしくは暴力団員等と密接な関係がある者でないこと。
- ・ 返礼品を活用し、村をPRする意欲があること。
- ・ 村税等に滞納がないこと。

返礼品の要件

- ・ 村の地域振興につながるもので、原則、村内で生産や製造、サービスの提供をしているもの。
- ・ 品質、数量において安定供給が見込めるもの。（期間・数量限定のものは除く。）
- ・ 飲食物は、商品到着後5日間程度の賞味期限が保証されるもの。
- ・ 食品衛生法、商標法、その他関係法令等に違反していないもの。



返礼品の価格設定

返礼品の価格は、寄附金額に応じて次の区分ごとに設定しています。設定価格には、商品代、消費税相当額、梱包に要する費用を含みます。

区分	設定金額
区分1	1,500円相当の商品やサービス
区分2	3,500円相当の商品やサービス
区分3	5,250円相当の商品やサービス
区分4	7,000円相当の商品やサービス
区分5	10,500円相当の商品やサービス
区分6	17,500円相当の商品やサービス



2 協力事業者のメリット

- ☆ 清川村のホームページやチラシ、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」などに商品の画像、商品名、事業者名などが掲載されます。
- ☆ 寄附者への返礼品発送時に自社・製品等のパンフレットを同封ができ、PRが可能です。
ただし、パンフレットの送付は、返礼品発送時の同封のみとなります。
- ☆ 返礼品代及び送料は、村が実費負担します。



3 返礼品取りまとめ委託先

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、配送等にかかるデータの管理、クレーム対応等に万全を期すため、村では返礼品取りまとめ事業者として、次の事業者に業務を委託します。

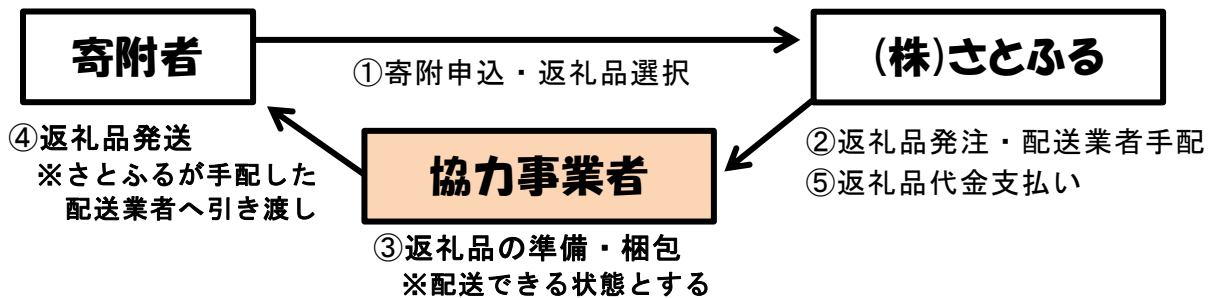
委託事業者

株式会社さとふる



〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-2 マルヒロ日本橋ビル9F
TEL: 03-6895-2991 FAX: 03-6895-2993
ふるさと納税サービスサイト <http://www.satofull.jp>

4 返礼品発送までの流れ



5 協力事業者の申込方法

「清川村ふるさと応援寄附金推進事業協力申請書」に必要事項を記入の上、①返礼品の紹介文書、②返礼品の写真を添えて、税務住民課まで提出してください。

なお、協力事業者として決定後、委託事業者の「(株)さとふる」と返礼品取引に係る契約を別途締結していただきます。

【お問合せ先・申し込み先】

清川村役場 税務住民課 課税係

〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地

TEL 046-288-3849 FAX 046-288-1909

E-mail zeimu@town.kiyokawa.kanagawa.jp

